

## 令和8年度 京都市居住支援協議会 総会 摘録

### 1 日時

令和8年3月26日（木）午前10時から11時30分

### 2 場所

オンライン開催（ZOOM）

### 3 参加者

資料1 出席者名簿のとおり

### 4 議事

司会 事務局（京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター）吹上センター長

議長 京都市都市計画局 田中住宅室長

以下、各議案について、事務局（京都市住宅供給公社 京安心すまいセンター）居住支援担当係長の趙から説明を行い、全て承認を得た。

- ・第1号議案 京都市居住支援協議会への新規加入について
- ・第2号議案 令和7年度事業報告
- ・第3号議案 令和7年度決算見込
- ・第4号議案 令和8年度事業計画
- ・第5号議案 令和8年度予算案

### 5 補足

#### 5.1 第1号議案について

承認後、社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 参加支援部 丹生担当部長から挨拶があった。

#### 5.2 第2号議案について

オブザーバー参加の舟木弁護士から以下3点の質問があり、事務局から回答し、了承を得た。

（1）登録状況から入居状況を把握したい。

（事務局）すこやか賃貸住宅への入居状況については、物件紹介のみにとどまるため、不明である。

(2) 居住支援法人を京都市居住支援協議会の会員として加入させることについて、どのように考えるか。

(事務局) 必要に応じて検討していきたい。

(3) 家主へのダイレクトメールの反響について知りたい。

(事務局) 昨年度と比較すると反響は減少しているが、セミナー参加者の中には再参加者も数名おり、関心は一定程度高かったものと考えている。

### 5. 3 第4号議案について

「高齢者すまい・生活支援事業」について以下の意見があった。

(1) オブザーバー参加の舟木弁護士からの意見

「高齢者すまい・生活支援事業」の継続内容として「国庫補助に頼らない運営方法をはじめとした当該事業の今後の在り方について検討する。」とあるが、本事業については、法改正で予定されている新たな第二種社会福祉事業も視野において、居住支援法人にも取り組んでいただきたい。

(2) オブザーバー参加の my whereabouts 竹口氏からの意見

「高齢者すまい・生活支援事業」の継続内容として「本事業に関心のある事業者を募り、実務担当者には作業部会に参加いただけるよう啓発を行う。」とあるが、これまで啓発が実施されたことがないように思う。

(3) オブザーバー参加の京都くらし支援センター 土岐氏からの意見

以前、「高齢者すまい・生活支援事業」において講話を行ったことがあるが、居住支援法人間に温度差があり、連携が図られていない状況である。「高齢者すまい・生活支援事業」の作業部会に発表する居住支援法人以外の法人も参加出来ればと思う。

上記の意見について、事務局より以下のとおり説明を行った。

・これまで高齢者・すまい生活支援事業は、不動産事業者と社会福祉法人が連携して業務を行ってきた関係で、啓発を行ってきたのが主に不動産団体や不動産事業者であった。作業部会内では、居住支援法人の取組について研修を実施し、今後どのような連携が可能なのか検討を行っているところである。検討が進んだところで、改めて報告する。

### 5. 4 そのほか

(1) 協議会の構成員について

オブザーバー参加の舟木弁護士及びリノベーター株式会社 松本氏から、以下の意見があった。

(舟木弁護士) 居住支援法人については、オブザーバーではなく会員とした方がよい

のではない。また、現状はコアメンバー中心の構成となっているため、見直しが必要ではないか。

(松本氏) 居住支援協議会の構成員として、居住支援法人をより積極的に活用すべきである。大阪や奈良とも関わりがあるが、京都においても意見交換会や勉強会等を実施してはどうか。実際、大阪では居住支援法人が主体となった仕組みを検討されている。

上記の意見について、事務局より以下のとおり説明した。

・どのような方法が適切かを含め、今後検討してまいりたい

## (2) 情報提供

### ①「生活困窮者自立相談支援事業」について

保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 高橋係長より、以下のとおり情報提供があった。

・生活保護を受給していない方を対象に、居住支援の強化（平成27年度施行）を実施している。相談者から連絡を受け、福祉施策につなぐための支援を行っている（事業の詳細についてはチラシ参照）。

### ②「京都市重度障害者住宅環境整備費助成事業」について

保健福祉局 障害保健福祉室 在宅福祉第二担当 鈴木係長より、以下のとおり情報提供があった。

・障害者の住環境整備に係る空き家活用について、助成制度がある（段差解消や手すり設置等）。専門の相談員が訪問し、助言後に申請を行う仕組みとなっている。今後、すこやか賃貸住宅のオーナーへのチラシ配架時に協力をお願いしたい。

### ③「居住サポート住宅」原谷ハウスについて

オブザーバー参加の京都くらし支援センター 土岐氏より、以下のとおり情報提供があった。

・認定を受けるためには、主に次の3つの条件を満たす必要がある。「耐震性を満たす住戸」、「日常の安否確認および見守り体制」、「福祉サービスへの接続」。原谷ハウスは、昭和56年以降の建築物であり、既に単身高齢者が居住中であった。また、入居時から24時間の見守り体制および福祉サービスへの接続を実施していたため、想定よりも導入のハードルは低かった。補助金については、京都市からの補助はなく、国の改修費補助のみとなる。

以上